

対形をあう

地域福祉保健計画「中間のまとめ」特集号

平成23年 (2011) 12/8

発行 / 文京区 編集 / 福祉部高齢福祉課・障害福祉課・ 介護保険課・保健衛生部生活衛生課

〒 112-8555 文京区春日1-16-21 代表 **公 (3812) 7111**

代表 **公(3812) / 111** http://www.city.bunkyo.lg.jp/

文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」(概要)をお知らせします

区では、福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画「地域福祉保健計画」(現「地域福祉計画」から改称) について、区民、学識経験者等で構成される「地域福祉推進協議会」での検討を踏まえて、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とする計画の策定を進めています。

このたび、「中間のまとめ」をお知らせいたしますので、区民の皆さんのご意見をお寄せください。 今後、お寄せいただいた意見を踏まえ、改定に向けて、さらに検討していきます。

計画改定の目的

近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行、ライフスタイルの多様化、個人情報への配慮等から、身近な交流やコミュニケーションをはじめとした、人と人のつながりが希薄化し、家庭や地域における支え合いの機能が低下してきています。これに加え、長期化する景気の低迷、大規模災害や新興感染症に対する危機感の高まりなどから、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」という区民の願いは、一層強いものとなっています。

さらに、虐待、ひきこもり、認知症、こころの病、孤立死など、公的な制度による支援だけでなく、地域の理解や 支えを必要とする課題が増加し、あらためて、地域での支え合いの重要性が問われています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、自助・互助・共助・公助*の組み合わせによる、地域全体で支え合う環境づくりに向け、様々な主体と協働するとともに、福祉と保健分野間の連携を強化し、福祉保健施策を総合的かつ効果的に展開することを目的として、本計画を改定します。

*自助・互助・共助・公助 詳しくは6面をご覧ください。



計画の考え方

基本理念

- 人間性の尊重
- 自立の支援
- 支え合い認め合う地域社会の実現
- ●健康の保持・増進
- ●区民参画及び協働の推進
- 男女平等参画の推進

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活 を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

計画全体の構成

この計画は、計画全般に係る考え方、基本理念、基本目標及び区の地域特性を取りまとめた総論部分と、各分野別の「子育て支援計画」「高齢者・介護保険事業計画」「障害者計画」「保健医療計画」及びすべての分野に共通する施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」で構成しています。

地域包括支援センターの

皆さんにわかりやすく、より身近に感じて もらえるような覚えやすい愛称を募集します。

| 愛称を募集します!

なお、採用された愛称の著作権は文京区に帰属するものとします。

受付締切: 平成24年1月10日(火)

応募方法:①住所 ②氏名 ③愛称(ふりがな)④愛称の簡単

な説明を記入して、この特集号に掲載したはがき(3・

4面) または区ホームページからご応募ください。

愛称発表:平成24年4月以降の区報、区ホームページ

地域包括支援センターは、次のようなことを行っています。

- (1) 介護予防ケアプランの作成及び介護予防教室の案内
- (2) 介護保険・高齢者福祉サービスの相談・申請受付
- (3) 権利擁護に関する相談・支援
- (4) ケアマネジャーへの助言・支援
- (5) 認知症家族交流会・介護者教室の開催

【 地域包括支援センター 所在地 】

| 富坂 | 白山 5-16-3 (文京白山の郷併設) | 本富士 | 湯島 4-9-8 (龍岡介護老人保健施設併設) |
|----|----------------------------|-----|----------------------------|
| 大塚 | 大塚 4-50-1 (文京大塚みどりの郷併設) | 駒込 | 千駄木 5-19-2 (文京千駄木の郷併設) |

◎介護保険課地域包括担当係 ☎ (5803)1213

子育て支援計画 (平成 22 年度~ 26 年度) ・・策定済 高齢者・介護保険事業計画 2・3面へ 障害者計画 → 5面へ 保健医療計画 (平成 24年度まで) → 4面へ 地域福祉保健の推進計画 → 6面へ

区民説明会を開催します

地域福祉保健計画の「中間のまとめ」について、区民の皆さんにお知らせし、ご意見を伺うため、区民説明会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしております。

| 4-14-3-2-14-7-2-7-8 | | | | |
|---------------------|---------------------|--|--|--|
| 月日 | 時間 | 会 場 | | |
| 12月13日(火) | | 文京福祉センター 6階視聴覚室 (音羽 1 -22-14) | | |
| 12月15日(木) | 18:30 } 20:30 | 駒込地域活動センター 地下2階ホールA・B (本駒込3-22-4) | | |
| 12月16日(金) | | アカデミー湯島 視聴覚室 (湯島2-28-14) | | |
| 12月17日(土) | 10:00 { 12:00 | シビックセンター 地下2階 産業とくらしプラザ 研修室A・B (春日1-16-21) | | |

※当日、直接会場にお越しください。各会場での説明内容は同じです。 ※当日は、保育室(4か月児以上就学児未満)を用意しています。保育希望者は前日まで(土・日曜日を除く)に電話で高齢福祉課 ☎(5803)1208 にご連絡ください。

平成23年12月8日

高齢者・介護保険事業計画「中間のまとめ」(概要)

平成27年には「団塊の世代」がすべて65歳以上を迎え、高齢者人口 及び高齢化率はますます増加することが見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認 知症高齢者も増加していくと考えられ、身近な地域における見守りと支 え合いの仕組みや認知症ケアの充実が課題となっています。また、団塊 の世代をはじめ、元気な高齢者が、地域で活躍し、生きがいを持って生 活できるようにするため、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組み

が必要です。

平成24年4月に施行される改正介護保険法では、高齢者が要介護状 態になっても、住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、 介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく 地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められており、こうした内容 を踏まえたうえで、高齢者・介護保険事業計画を改定します。

高齢者・介護保険に関する重点課題

■ 地域で支え合うしくみの充実(高齢者安心見守りネット)

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けるための施策 を進めます。

支援を必要とする高齢者を積極的に把握し、関係機関相互の協力の もと、個々人が必要としている支援を適切に提供する体制を充実させ ていくとともに、公的なサービス以外に民間等が提供するサービスも 併せて活用し、支援します。また、元気高齢者や区民が参画する地域 社会での多様な活動との協働連携を含め、高齢者の日常生活をサポー トする支え合いの仕組みの充実や、高齢者の尊厳ある暮らしを確保 するために、高齢者の相談体制の充実、成年後見制度のさらなる周知、 利用促進を行います。

■ 在宅サービスの充実

高齢者の多くは、介護が必要になったとしても可能な限り住み慣 れた自宅での暮らしを望んでいることから、在宅生活が継続でき る支援が必要です。そのためには、介護保険サービスや認知症対策 を充実させるとともに、医療と介護の切れ目のない連携を図ります。 また、在宅で介護を行っている家族に対して、心身の負担軽減など の支援を行い、在宅生活の維持を支援します。

■ 健康で豊かな暮らしの実現

生活の中心が職場であったため、地域とのつながりが希薄な団塊 の世代や、今後、増加が見込まれる元気な高齢者等が、気軽に地 域社会に参加できるような仕組みづくりが必要です。そのためには、 高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯 現役であり続けるための取組をはじめ、区民同士が様々な交流を深 めることができるような環境の整備を進めていきます。また、加齢 に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐための健康づくりや介護予防 事業を実施することにより、高齢者一人ひとりが健康で豊かな暮ら しを実現できるよう支援します。

■ 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本としての住まいについて、高齢者の身体特性・状況に 配慮した多様な住まいの確保と居住支援を進めます。

様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しく、施設利用 ニーズの高い高齢者のために、居住型の施設の整備が必要です。そ のために、新たな特別養護老人ホームの整備や認知症高齢者グルー プホームの整備を促進します。また、今後も高齢者が住み慣れた地 域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとと もに、高齢期の住まいに対する多様なニーズに対応するために、民 間活力を活用した住まいの確保に努めます。

■ 災害への対応

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護 者に対する支援は、区民の安全・安心を図る上で重要な課題となって います。そのため、要援護者が避難できる場所の検討をはじめ、要援 護者の支援について区民防災組織や民生委員・児童委員等との一層の 連携強化を図ります。また、介護事業者が防災マニュアルや事業継続 計画の整備を行えるよう支援するとともに、災害時の必要な連携・体 制づくりを検討していきます。

高齢者・介護保険事業計画の体系

地域で支え合うしくみの充実 (高齢者安心見守りネット)

【高齢者への地域支援体制の充実

(地域活動の担い手への支援

相談体制・情報提供の充実

高齢者の権利擁護の推進

在宅サービスの充実

「介護保険居宅サービスの充実

(介護保険サービス基盤の整備

認知症対策の充実

在宅療養体制の整備

(ケアマネジメント機能の強化

介護サービス事業者への支援

介護保険サービスの適正利用の促進

家族介護者への支援

【ひとり暮らし高齢者等への支援

寝たきり等高齢者への支援

健康で豊かな暮らしの実現

健康の維持・増進

健康づくりの支援

虚弱な高齢者への介護予防の推進

【高齢者への介護予防の推進

生涯学習

高齢者の交流・社会参加・地域貢献等

就業支援

高齢者の多様な住まい方の支援や取組

(介護保険施設サービスの充実)

高齢者の居住安定の確保

生活環境の整備

災害への対応

災害時要援護者への支援

介護サービス事業者の災害対応 に関する支援

(震災への住環境対策

ました。 3 面 を 覧ください



介護保険料を推計しま第5期(24年度~2年 年 度 おけ



65歳以上の方の介護保険料を推計しました(23年10月現在)

介護保険制度の運営のための財源のうち、利用者負担分を除いた介護 給付費は、国・東京都・文京区で負担する公費(50%)と、40歳以上の 被保険者が負担する保険料(50%)で構成されています。65歳以上の **方(第1号被保険者)**の負担割合は、この保険料 (50%) のうち、21% となる予定です。

区では、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画(高 齢者・介護保険事業計画)において、高齢者人口や要支援・要介護認定 者数等の推移を基に、今後3年間に必要となる介護サービスの利用量に 係る介護給付費や地域支援事業費等を推計して第1号被保険者の介護保 険料を決めています。第5期(24~26年度)における第1号被保険者 の介護保険料の推計は、以下のとおりとなっています。

第5期における介護給付費は、高齢者人口の増加や、介護サービス 利用量の増加などにより、第4期(21~23年度)に比べて、2割程度 増加する見込みです。それに伴って、第1号被保険者に負担していた だく総額は第5期の3年間で85.8億円となり、高齢者1人当たりの保 険料(基準額)は、月額で **5,450 円**となる見込みです。

なお、この推計は23年10月現在のものであり、今後の変動要素を踏 まえ、あらためて給付費見込額の算定を行い、24年3月までに介護保 険料を確定します。

確定した介護保険料は、24年3月発行予定の区報特集 号でお知らせしますので、ぜひご覧ください。



介護給付費の実績と見込み (23年10月現在)

第5期(24~26年度)における介護給付費は、3年間で約379億8千万 円と見込みました。

| | 年 度 | | 介護給付費 |
|-------------|-----|-----------|----------------|
| | 実績 | 21 年度 | 101 億 1,622 万円 |
| 第 4 期 | | 22 年度 | 107億4,007万円 |
| 期 | | 23 年度(見込) | 114億 805万円 |
| | | 計 | 322 億 6,434 万円 |
| | | 24 年度 | 121 億 9,517 万円 |
| 第 5 期 | 推計 | 25 年度 | 127億2,309万円 |
| 期 | 計 | 26 年度 | 130億6,120万円 |
| | | 計 | 379 億 7,946 万円 |

※ 21 · 22年度は実績。23年度以降は、見込額。

保険料推計に係る今後の変動要素

+ ① 介護報酬の改定

24年度からの介護報酬の改定に伴い、保険料が変動することがあります。

- ② 介護給付費準備基金 未定

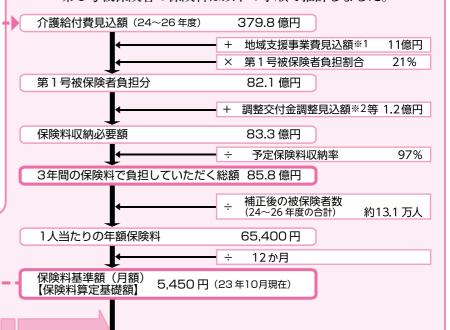
第4期計画期間内の保険料の余剰金等を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩す ことにより、保険料が変動します。

- ③ 財政安定化基金 未定

東京都から交付される財政安定化基金を活用することで、保険料が変動します。

第1号被保険者保険料の算定手順(金額は仮算定)

第1号被保険者の保険料は以下の手順で推計しました。



※1地域支援事業費見込額は、保険給付費(介護給付費から審査支払手数料を除いた額)の3%を 上限とし、このうち21%は第1号被保険者の保険料でまかなわれています。

保険料基準額(月額) 未定(24年3月までに確定)

※2 調整交付金調整見込額とは、国が負担する財政調整交付金額が減額された場合に、第 1 号被保 険者の保険料で補われるものです。

第1号被保険者の保険料(仮算定・24~26年度)

所得段階別の保険料は以下のとおりです。

(23年10月現在) 基準額に 年額保険料 対する割合 (月額保険料) 生活保護の受給者・老齢福祉年金 の受給者で世帯全員が住民税非課 29.400 円 第1段階 0.45 (2,400円) 世帯全員が住民税非課税で木人の 29,400 円 第2段階 0.45 (2,400円) 合計が 80 万円以下の人 45 800 円 世帯全員が住民税非課税で第2段 第3段階 0.70 階対象者以外の人 (3,800円) 55.600 円 第4段階に該当する人のうち、本 人が第2段階に該当する人 特例第4段階 0.85 (4,600円) 本人が住民税非課税で世帯に住民 65,400 円 第4段階 1 00 (5,400円) 71.900 円 本人が住民税課税で合計所得金額 第5段階 1.10 が 125 万円以下の人 (5,900円) 81,800 円 本人が住民税課税で合計所得金額 第6段階 1.25 が 125 万円超 250 万円未満の人 (6,800円) 本人が住民税課税で合計所得金額 101,400 円 が 250 万円以上 500 万円未満の 第7段階 1.55 (8,400円) 本人が住民税課税で合計所得金額 117,700円 第8段階 が 500 万円以上 750 万円未満の 1.80 (9,800円) 130,800 円 本人が住民税課税で合計所得金額が 2.00 第9段階 750 万円以上 1,000 万円未満の人 (10,900円) 本人が住民税課税で合計所得金額 143,900 円 第 10 段階 が 1,000 万円以上 2,000 万円未満 2.20 (11,900円) 157,000 円 本人が住民税課税で合計所得金額 第 11 段階 2.40 が 2.000 万円以上の人 (13,000円)

<参考> 第4期(21~23年度) 年額保険料 対する割合 (月額保険料) 23.700 円 0.45 (1.900円) 23,700 円 0.45 (1,900円) 36 800 円 0.70 (3,000円) 44,700 円 (3,700円) 52.600 円 1.00 (4,300円) 57,900 円 1.10 (4.800円) 63,100円 1.20 (5,200円) 78,900 円 1.50 (6,500円) 89.400 円 1.70 (7.400円) 99.900円 1.90 (8.300円) 110,500円 2.10 (9,200円) 121,000円 2.30 (10,000円)

平成24年1月13日 (切手不要) 点線に沿ってお切りください

は

իլիիի իրեկների իրի գետի գետեղեց եղեց եղեկել երել երեկ

| 住 所 (所在地) | |
|---------------|--|
| 氏 (名 称) | |

*月額保険料は、年額保険料を 12月で割り、目安として表示しています

*各段階の保険料は、第4段階(基準額)に各段階の【基準額に対する割合】をかけたものになります。

保健医療計画 中間のまとめ(概要)

近年、わが国の急速な高齢化等は、私たちの生活に様々な影響を及ぼ しています。その一つが、がん、心臓疾患、脳卒中など生活習慣病に起 因する疾病であり、その対策が重要課題となっています。また、社会環 境の様々な変化による、ストレスの増加に起因するこころの問題への対 策も急務となっています。こうした生活習慣病やこころの病を予防する 対策に取り組む必要があります。

すべての区民が健康を保持、増進できるように、健康づくりを推し進

める対策をはじめ、疾病の早期発見や各種の支援対策、安全な生活環境 を守る施策を着実に実施することにより、安全で健康な地域社会を目指 していきます。

なお、平成25年度には「保健医療計画」と「健康ぶんきょう21」計 画を統合し、新たな「保健医療計画(仮)」とすることを予定しているため、 今回の保健医療計画の改定は1年間の延長計画とします。

地域保健医療に関する重点課題

■ 健康づくりの推進

区民のライフステージに応じた健康づくりのために、生活習慣の 改善を図る一次予防及び健康診査、がん検診等疾病の早期発見・早 期治療を目的とした二次予防対策を実行することが重要な課題であ り、母子の健康づくりや高齢者の健康づくりを中心に引き続き対策 を推進していく必要があります。また、生涯にわたる健康づくりを 見据えた子育て支援や介護予防の観点も不可欠です。

■ 病気の予防と療養支援

病気になったときは、早期の発見と治療が大切です。また、闘病 が長期にわたる場合には、療養生活の支援が必要になります。精神 疾患の方は疾病と障害を併せ持つ特性から、確実な治療の継続と相 談体制や生活支援対策の充実が求められています。進行性で原因が 不明な難病への支援、大気汚染を含む生活環境によるアレルギー疾 患の予防など各種対策の推進も必要です。

■ 地域医療の推進

疾病の段階に応じて地域で適切な医療を受けるためには、かかり つけ「医・歯科医・薬局」と病院がそれぞれの機能に応じた役割分 担を明確にした上で、それらを切れ目なくつなぐ医療連携体制の整 備が重要です。そのためには、区民に対する地域の医療機関に関す る情報提供も求められています。

また、初期救急医療や大規模災害時の初動対応は、第一義的には 区の責任で整備されなければなりません。区民の安心・信頼を得る 医療体制を地域で構築するために、医療機関等と連携する取組が必 要です。

■ 健康安全の確保

新型インフルエンザなどの感染症の発生に備え、国、都と連携し た健康危機管理体制の構築が必要です。また、食の安全・安心確保 や理容・クリーニング・公衆浴場の衛生管理、居住空間等の生活環 境の安全性確保、動物の適正飼養など、区民の健康な生活を維持す るため、それぞれの施策を着実に進める必要があります。

保健医療計画の体系



健康づくりの推進

健康的な生活習慣の確立

母子の健康づくり

高齢者の健康づくり

地域医療の推進

地域医療連携の推進

初期救急医療体制・災害時医療の確保

医療安全の推進と医務薬事

地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対するご意見

について

病気の予防と療養支援

糖尿病・循環器病

【がん対策

精神保健医療対策

難病対策

公害保健、アレルギー対策

健康安全の確保

感染症対策

食品衛生の推進

環境衛生の推進

快適な居住環境の確保

動物衛生の推進

健康危機管理体制の強化

地域包括支援センターの愛称

に沿ってお切りください

 δ

●●●●●皆さんのご意見をお寄せください●●●●●

地域福祉保健計画「中間のまとめ」全文は、行政情報センター(シ ビックセンター2階)、地域活動センター、図書館、福祉センター、 地域包括支援センターなどで、ご覧いただけます。また、区ホームペー ジにも掲載しています。

区民の皆さんの「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください。

受付締切:平成24年1月10日(火)必着

受付方法:左のはがき、FAX、電子メール(区ホームページからア クセス可能)、高齢福祉課窓口にて受け付けています。

※いただいたご意見に対して、個別の回答は行いませんが、整理したうえで、個人情報を除き、 区ホームページ等で公開します。

◎ 高齢福祉課 福祉計画·施設担当

FAX (5803) 1350 **1** (5803) 1208

愛称の簡単な説明



障害者計画 中間のまとめ(概要)

平成22年12月に障害者自立支援法等が改正され、発達障害の定義や利用者負担の応能化が盛り込まれ、平成24年4月までに随時施行されます。また、国は、障害者権利条約の批准を視野に、国内法の整備を進めるなど、障害者制度は大きな変化の時期にあります。

これらの状況を踏まえ、障害福祉サービスの充実を図るとともに、

障害者の個性やニーズを尊重し、ライフステージが変わっても切れ目なく支援していくことが求められています。

すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、地域の中で障害者 一人ひとりが個人として尊重され、互いに支え合う地域社会としてい くため、本計画に基づき施策を推進していきます。

蹱害者・蹱害児に関する重点課題

■ 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と 障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推 進します。

■相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。 わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ* 等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。あわせて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに、障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

* アウトリーチ

潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組

■ 障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前に働ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、 作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進 していきます。

■ 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくうえで、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目ない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育でに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の 支援の充実を図り、仕事と子育での両立を含む、障害のある子どもをもつ 保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉 部門と教育部門の連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

■ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。 *ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利 用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

■ 災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家庭は、危機意識を強めています。その中で、実効性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支え合う地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実していきます。

障害者計画の体系

自立に向けた地域生活への支援

日常生活支援サービスの充実

生活の場の確保

地域生活への移行

生活訓練の機会の確保

保健・医療サービスの充実

情報提供の充実

経済的支援

9 相談支援と権利擁護の充実

相談支援体制の整備と充実

権利擁護・成年後見等の充実

就労支援体制の確立

就労継続への支援

福祉施設等での就労支援

就労機会の拡大

* ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを 当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。

* 合理的配慮

障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当します。

子どもの育ちと家庭の安心への支援

相談支援の充実

乳幼児期・就学前の支援

学齢期の支援

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

安全で快適な生活環境の整備

防災・安全対策の充実

ノーマライゼーション*と

合理的配慮*の理念の普及

地域との交流と文化活動の促進

地域福祉の担い手への支援

学がんきょう 平成23年12月8日

地域福祉保健の推進計画 中間のまとめ(概要)



地域福祉保健を推進していくためには、行政による公的な支援の充 実だけでなく、自助・互助・共助・公助*の組み合わせにより、地域の 構成員である住民、福祉関係団体、事業者等が、それぞれの役割と責 任を分担しながら、力を合わせて、地域における課題を解決していく ことが重要です。

そのために、支援を必要とする人の視点に立ち、互助の理念に基づいた「ともに支え合う地域社会づくり」、様々な物理的・心理的障壁を取り除く「ひとにやさしいまちづくり」、相談支援体制の充実をはじめ

とした「安心して暮らせる環境の整備」に関連する施策を総合的かつ 効果的に推進していきます。

*自助・互助・共助・公助

福祉分野では、様々な助け合いの形態を次のように定義します。

自助 … 自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら 健康を維持すること

互助 … 近隣の助け合いやボランティアなどの相互扶助

共助 … 社会保険のように制度化された相互扶助

公助 ··· 自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を 定めた上で必要な生活保障を行うことなど

地域福祉保健の推進に関する重点課題

■ 地域福祉活動の促進及び人材育成の支援

だれもが安心して自立した暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が協力し合う、広がりと厚みのある支援体制を構築することが重要な課題となっています。

そのために、地域に根差した活動を行う、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員、青少年対策地区委員会、ボランティア等の活動を促進し、これらの活動の有機的な連携をとおして、福祉のネットワークの充実を図ります。さらに、地域住民が主体となり地域の様々な課題を自らのものとして受け止め、ともに支え合う中で解決を目指す支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、地域福祉を幅広く支える人材であるボランティアの活動が、ますます重要となっているため、社会福祉協議会が設置する「ボランティア・市民活動センター」等と連携し、さらなる育成支援を行います。あわせて、様々な主体との協働により、団塊の世代をはじめとした区民が、自らの知識や技術を地域に還元できる仕組みづくりを推進します。

■ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全で快適に生活し、主体的な社会参加を促進するためには、ハード面とソフト面が一体となった、ひとにやさしいまちづくりが必要不可欠です。

そのために、建築物、道路、公園、駅等のバリアフリー化を一層 推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の 整備を促進します。

また、互いに人格と個性を尊重し、偏見や誤解を受けることのないよう、心のバリアフリーを推進するとともに、生活情報や区政情報をはじめとした情報のバリアフリーを推進していきます。

■ 福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者が、サービスの内容を十分に理解し、必要とするサービスを安心して選択できる環境の整備が求められています。

そのため、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、相談支援体制を充実させるとともに、成年後見制度利用支援をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図り、福祉保健サービスの利用支援と利用者の権利を守る環境づくりを推進します。

■生活福祉要援護者等への支援

昨今の厳しい社会経済情勢の影響を受け、生活困窮者やDV (ドメスティック・バイオレンス)*被害者など、社会的な支援を必要としている方々が置かれている状況も、厳しさを増しています。

このような状況の中、生活保護受給者や路上生活者の自立した生活への移行、DVや虐待の防止・早期発見等を実現するため、生活、就労、健康管理等の支援や関係機関と連携した相談機能の強化を図り、だれもが安心して自立した生活が送ることができるよう、支援を行っていきます。

* DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的、性的、 精神的暴力のこと

■ 保健・医療・福祉の連携

高齢者の医療と介護に対するニーズをはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健・医療・福祉の各分野が緊密に連携し、必要なサービスに適切に結びつける仕組みづくりが求められています。

これらのニーズに適確に対応し、だれもが生涯にわたり住み慣れた 地域で、健康で自立した生活を営めるよう、地域資源の有効活用やネットワーク化を推進することにより、保健・医療・福祉の切れ目ないサービスが総合的に提供されるシステムを確立していきます。

■ 災害時における安全・安心の確保

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援 護者に対し、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、あらかじめ、 支援体制を確立しておくことが、重要な課題となっています。

そのため、災害時要援護者個々の状況に応じた、きめ細かな支援 を速やかに行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員等との 連携をさらに強化するなど、地域での支え合いに基づく支援体制を 充実させます。

□ 問い合わせ先

地域福祉保健計画全般・

地域福祉保健の推進計画について(1・6面) 福祉部高齢福祉課

☎ (5803)1208 FAX (5803)1350

高齢者・介護保険事業計画について (2・3面) 福祉部介護保険課

☎ (5803) 1389 FAX (5803) 1380

保健医療計画(4面)

保健衛生部生活衛生課

☎ (5803)1224 FAX (5803)1386

障害者計画(5面)

福祉部障害福祉課

☎ (5803)1211 FAX (5803)1352

地域福祉保健の推進計画の体系

ともに支え合う地域社会づくり

地域福祉活動の促進及び 人材育成の支援

地域の福祉保健ネットワークの充実

ひとにやさしいまちづくり

バリアフリー・ ユニバーサルデザインの推進

福祉意識の醸成

安心して暮らせる環境の整備

福祉保健サービス利用支援と 権利擁護の推進

生活福祉要援護者等への支援

保健・医療・福祉の連携

災害時における安全・安心の確保

男女平等参画の推進

地域福祉保健計画の策定及び 進行管理